

2009年1月23日

## イノベーション推進のための知財戦略

三菱電機株式会社 取締役会長  
野間口 有

今後の知財立国は“プロ・パテント”に続く“プロ・イノベーション”の時代を意識し、知財制度の改革への取り組みをさらに加速すべきである。またその際、これまでの取り組みの成果を見直すことはもちろん、従来の延長線上の視点だけでなく、新たな戦略的視点を盛り込んだ政策展開を図る必要がある。このような観点から以下の施策を提言する。

### 1. イノベーション推進のための知的創造サイクルの強化

知財の本来の目的は、これを活用したさまざまな製品やサービスが市場に提供され、その結果としてイノベーションを実現し、社会・経済を活性化することである。これまでの知財政策はプロ・パテントの観点から、十分に知の創造、保護、活用の分野において細やかな施策が施され、その国際展開が図られてきた。

今後は、プロ・イノベーション推進の観点から、イノベーション推進のための知的創造サイクルを強化するべきである。特に産学官連携による先端技術の製品・サービスへの活用と、その国際市場への展開や技術移転を円滑に進めるため、事業化の面について税制や破産法など、知財以外の分野の法制度と組み合わせた支援策も検討すべきである。

### 2. 知財をめぐる環境変化への対応

#### (1) グローバル化への対応

世界の経済状況は、経済と密接不可分な関係にある知財制度の国際的調和を進める良い機会と言える。このようなグローバル化の観点から以下を提言する。

- 我が国は知財制度の国際調和について、これまで以上に主導的役割を果たすべきであり、政府は各国と連携し、特許審査ハイウェイ、審査協力など特許制度の国際調和や「模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）」の早期実現の取り組みをさらに加速させるべきである。
- オープンイノベーションとしての標準規格やオープンソース・ソフトウェア（OSS）などのように、広く使われて普及することが目的の技術に関する特許権は、差止請求権のない特許権やライセンス・オブ・ライト（LOR）の導入などを検討すべきである。

- 職務発明についても、各国における制度や取り扱いの違いが企業の国際的な協業・連携を阻害することがないように、諸外国の職務発明に関するルールや慣習を調査し、適宜、職務発明規定の評価、見直しを行うべきである。
- 特許のライセンス契約でのライセンシー保護は、契約によって第三者に対抗できる米国型の“当然保護方式”が望ましく、他の法制度との関係に留意しつつ、検討を進めるべきである。
- 特定の国における情報通信関連製品に対するソースコード開示の義務付けや、環境関連特許に対する強制実施権の設定など、企業の研究開発のインセンティブを損ないかねない動きについては、政府として引き続き各国の動向を注視すると共に、必要に応じて政府レベルで国際的対応をとって頂きたい。

## (2) 国際標準に関連する知財の取り扱いルールの明確化

- 国際標準に関連する知財の取り扱いルールについては、国際的な議論に加え、国内でも、パテントプール化した場合の知財の運用ルールや、権利濫用の制限、裁定実施権の適用等の措置を含めたアウトサイダー、ホールドアップ対策について議論を進め、早急に結論を得るべきである。

## (3) 知財関連係争への対応

企業も知財関連の係争リスクへの対策を強化する必要があるが、政府としても知財関連係争の発生の抑制に向けた支援策に取り組むべきである。

- パテントトロールやOSSの第三者特許のようにイノベーションを阻害する権利行使が問題となっている。権利は尊重すべきであるが、適切な権利行使のあり方について早急に検討し、対応を進めるべきである。
- 特許庁と裁判所は、審査基準のあり方などに関する共通認識の形成に努めるべきである、と同時に技術的な観点からの客観的な判断を加えるため、技術と法律に知見のある人材で知財裁判を担当すべきである。

以上